災害関係法令例規 集

目 次

第一編 災害復旧事業関係

第一章 負担法関係公共土木施設災害復旧事業費国庫

第一節 基本法令等

る去聿案に対する附帯央議55	○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正す	(平一二令一四)3	○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則	(昭二六政一○七)3	○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正す○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則	(平一二令一四)····································	○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則(昭二六政一○七)	(昭二六政一○七)3○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令	○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令	

(昭三八建河発一六二)153
○砂防法の一部を改正する法律等の施行について
(平一三国都まち一五・国河防九)152
伴う事務取扱いについて(通知)
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の一部改正に
関する申合事項について (昭五九建都街発三三)48
○公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業の取扱いに
○災害査定官申合事項(昭四○·六·一六)········130
七‧国港海二一五)
針の策定について(通知)(平二九国都安八四・国水防三四
○大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方
(昭五九建都街発三五)120
○公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業査定方針
○公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭三二建河発三五一)8
(昭三一建発河一一四)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱
(平一四国河防四一)66
見書の経済効果欄への記載について(通知)
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担申請における目論
(平一二運·建告示一七)······66
三号の規定に基づき、主務大臣が定める工事を定める件
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第九条第

組織法令

第一款 災害査定官等	ついて (昭四五建河防発九六・四五林野治二六三四)
)国土交通省組織令(抄)(平一二政二五五)155	○公共事業の設計等に必要な労務単価の決定方法について
)国土交通省組織規則(抄)(平一三省令一)156	の関係省覚書(昭四五・八・一二農林・運輸・建設)
)地方整備局組織規則(抄)(平一三省令二一)157	○公共事業の設計等に必要な労務単価の決定方法について
〕北海道開発局組織規則(抄)(平一三省令二二)199	の関係省覚書(四十五・八・十二)に関する了解事項
)内閣府設置法(抄)(平一一法八九)100	(昭四五・八・一二)
)沖縄総合事務局組織規則(抄)(平一三府令四)161	○覚書(種の保存法関係)(抄)(平四・三・二五)
)災害査定官の職務に関する訓令(昭三○訓五)163	○覚書(種の保存法施行令関係)(抄)(平五・二・三)
第二款 立会制度	○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
〕ルース台風災害復旧対策(抄)(昭二六閣議決定)····································	の施行について(施行通知)(抄)(平五環自野第一三三)…
)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に	○河川と下水道との管理分担区分について
基く検査立会に関する件(昭二六蔵計二四五二)165	(昭四八建都下事発十七・建河治発十二)
食三命 一覚事及が失司重印	○河川法と漁港法との調整に関する協定(抄)
第三食 覚書力で共同追矢	(昭二六水産庁・建設省)
)災害復旧事業に対する国庫負担率算定についての覚書	○地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害復旧
(昭二六・五・一九)169	事業の取扱いに関する中合事項 (昭五九・九・一四)
)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する閣議了解事	○道路の附属物に係る災害復旧事業の取扱いに関する申合
項(昭三〇・六・一四閣議了解)170	事項(昭五九・九・一四)
)災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目に	
ついて(昭三十建河発三四二・三〇地局四五九一・三〇林野一	
二五一八)	
)災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目に	
ついて (通達)(昭三三建河発六八八・三三地局五七四九・三	

乗き こそらく (全夏日 事を) こ (重彩 7 片) こ 1月 - 5 倉 寺 こ 三杯野一三八三三)
ついて(昭四五建河防発九六・四五林野治二六三四)17
公共事業の設計等に必要な労務単価の決定方法について
の関係省覚書(昭四五・八・一二農林・運輸・建設)17
公共事業の設計等に必要な労務単価の決定方法について
の関係省覚書(四十五・八・十二)に関する了解事項
(昭四五・八・一二)179
覚書(種の保存法関係)(抄)(平四・三・二五)18
覚書(種の保存法施行令関係)(抄)(平五・二・三)81
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
の施行について(施行通知)(抄)(平五環自野第一二三)18
河川と下水道との管理分担区分について
(昭四八建都下事発十七・建河治発十二) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
河川法と漁港法との調整に関する協定(抄)
(昭二六水産庁・建設省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害復旧
事業の取扱いに関する申合事項(昭五九・九・一四)8

第二章 災害復旧事業の実施手続き関係

第一節 国庫負担率算定関係

(通知)(平一三国河防二三)	第四節 事前打合せ	(平一○事務連絡)	災害体制時及び緊急時の災害報告について(平九事務連絡)203災害報告について(平一○建河防海八四)	第三節 災害報告	(昭五〇事務連絡)l%)災害復旧のための応急組立橋の利用について(抄)	第二節 応急復旧		ハロ / 2 13 15 15 15 15 15 15 15
----------------	-----------	-----------	--	----------	---	----------	--	--

第五節 災害復旧事業の設計書

第一款 設 計 書

)流木の堆積に係る災害復旧事業について	業の取扱いについて (平四事務連絡)306)ダムの洪水調節容量内の土砂等の堆積に係る災害復旧事	業について (平四建河防発六五)305	○ダムの洪水調節容量内の土砂等の堆積に係る災害復旧事	第二款 採択要件	常気象(降雨)資料の調査について(昭六一事務連絡)34)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担申請に当つての異)気象状況調書の標準様式について (昭四三建河防発三六)293	(昭三四事務連絡)293	○災害査定のための交通量調査資料について	第一款 査定資料	育ブ食 ~ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 	至巨馬)総合単価の作成について (通知) (昭六二建河防発七二)28	(通知) (平二六国水防七八)276)災害復旧事業における総合単価の使用の運用について	(昭六二建河防発六九)275	○災害復旧事業における総合単価の使用について(通知)	第二款 単 価	港海九五)	る費用の取扱いについて(令二国都安四五・国水防五一・国)大規模災害時における調査、測量、試験又は設計に要す	(通知)(平二○国河防発四八三)・・・・・・・・・・・・・・・・・・273	○氾濫流対策を取り込んだ改良復旧事業の実施について
費国庫負担法事務取扱要綱第三第二号「チ」の運用につ	○処理場・ポンプ場等における公共土木施設災害復旧事業	(平一一建河防海発四九)322	三第二号「ホ」の運用細則について(通知)	○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第	(平一○建河防海発一八六)321	三第二号「ホ」の運用について(通知)	○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第	運用について (平二四事務連絡)	○低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いの	ついて (通知) (平二四国河防四)318	○低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いに	取扱いについて(通知)(昭六○建河防発六一)31	○降雪により被災した道路の附属物に係る災害復旧事業の	について(昭二九建河発二九二)317	○普通河川における砂防指定地内の公共土木施設の取扱い	(通知)(昭六三建河防発四七·建河砂発二三)············313	○既設砂防えん堤に係る河道埋そくの取扱いについて	について(平一三国河防三二四)313	○ダム貯水池の流木等の除去に係る災害復旧事業の取扱い	(平三十国水防三九六)	○倒木の除去に係る災害復旧事業の取扱いについて(通知)	(平七事務連絡)	○流木の堆積に係る災害復旧事業の取扱いについて	(平七建河防海発八二)

(抄)(平元建河防発七三)	半成元年度以降における残事業調査等について(依頼)	(昭五七建河防発三九)	過年発生災害復旧事業の再調査要綱について
---------------	---------------------------	-------------	-----------------------------

峰負担金交付等関係

旧事業(補助)の完了予定期日の変 旧事業費国庫負担金の交付申請にお の申請書の様式について(通知) 為の取扱について(昭四一・三・二八): 旧事業費国庫負担金及び市町村監督 : 372 . 383 384

計変更

て (平一一事務連絡)386 兼用護岸を含む。) 等の設計変更の

功認定

○公共土木施設災害復旧事業成功認定のための書類の整備 旧事業成功認定の取扱いについて .: 408

事務の処理基準等について(通知)(平一三国河防二五一)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	について(平四建河治発三二・建河都発二一・建河開発六九・○河川局所管事業に係る建設工事の安全対策に関する措置(通知)(昭五一建河防発八九)	いて(通達)(昭三〇建河発八三)	(昭三二建河発四五九)	○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金の精算について(昭六○建河防発八二)
○迅速かつ的確な災害対応に資する支援制度の充実につい(平一八国河防発六三六)銀十四節 支援制度の充実について	(令二国水防二九五)	○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害及び令和○建設省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等(建設省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第十三節 査定設計委託 ○国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業(港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園に係るものを除く。) 査定設 第十三節 査定設計委託	○迅速な災害復旧の実施について(平二○国河防六六四)28(平一九事務連絡)

て(平一九事務連絡)42	発第三百五十一号)の一部改正に伴う運用について
	(平三建河防発六六)504
開	○「公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭和三十二年建河
第二級 改长化甲等厚份	発第三百五十一号)の一部改正に伴う運用について」
	の取扱いについて (平三事務連絡)55
	○災害関連事業により震災対策のための施設を整備する場
第一章 関連事業	合の取扱いについて(平八建河防海発七〇)50
	○改良復旧事業の実施に当たっての留意事項について
○「災害関連事業取扱い要領」の一部改正について(通知)	(平一八事務連絡)507
(平二七国水防三八六)44	○原因物の是正・除去を取り込んだ改良復旧事業の留意事
○急傾斜地崩壊防止施設に係る災害関連事業の受益者負担	項について (平成二三事務連絡)508
金額の取扱いについて (通知) (平三建河防発六五)497	
○災害関連事業の採択申請について (昭四一事務連絡)498	第二章 特定関連事業
○「関連工事費が一億八千万円以下の災害関連事業(いわゆ	
るミニ関)」に関する調査額の確認について(通知)	○河川等災害特定関連事業実施要領について
(昭五八建河防発四〇)498	(昭五○建河防発七二)509
○道路及び橋梁災害関連事業の取扱いについて	○河川等災害特定関連事業実施要領の運用について(通知)
(平一三事務連絡)	(平元建河防発四七)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・510
○道路及び橋梁災害関連事業の取扱いについて	○特定小川災害関連環境再生事業実施要領について
(平一三事務連絡)	(平二建河防発七一)512
○他事業と関連する改良復旧事業の調整について	○特定小川災害関連環境再生事業実施要領の運用について
(平元事務連絡)503	(平二建河防発六九)513
○「公共土木施設災害復旧事業査定方針第一九」の一部改正	
に伴う取扱いについて (平元建河防発四九)503	
○公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭和三十二年建河	

災特事業

(平二四国水総四八一)551	付申請について(災害復旧事業に係るものを除く。)	○水管理・国土保全局所管国庫補助事業に係る補助金等交		第一章 交付申請等			第三級 	有三扁 甫力 再 差 曷 系		(平二七国水防三八五)	○「災害復旧助成事業取扱い要領」の制定について(通知)	第四章 助成事業	(昭五九建河防発五一)	○河川等災害関連特別対策事業実施要領の運用について	(昭五九建河防発五〇)	○河川等災害関連特別対策事業実施要領について
	第四章 未竣功工事		手続きについて(平一〇建会発五七三)	いて翌年度にわたつて支出すべき債	○歳出予算の繰越しをする場合及び繰	(昭五九建会発九三七)	場合の手続についての運用の簡素化	額について翌年度にわたつて支出す	○歳出予算の繰越しをする場合の手続	(昭四四建会発四四八-二)	○歳出予算の繰越等の手続きについて	第三章 繰 越	ついて (昭六一事務連絡)	○河川局所管事業に係るいわゆる「施	(昭三一蔵計第一○二四号)	○所謂施越工事に対する補助について

施越工 事

ついて(昭六一事務連絡)	○河川局所管事業に係るいわゆる「施越工事」の取扱いに	(昭三一蔵計第一○二四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)所謂施越工事に対する補助について		
--------------	----------------------------	---	-------------------	--	--

三章 繰 越

手続きについて(平一〇建会発五七三)	T.,
↑↑で翌年度こりたつて支出すべき責务を負担する易合の○歳出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額につ	
(昭五九建会発九三七)570	
場合の手続についての運用の簡素化について	TH
額について翌年度にわたつて支出すべき債務を負担する	dett
○歳出予算の繰越しをする場合の手続及び繰越明許費の金	<u>т</u>
(昭四四建会発四四八 – 二) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

四章 未竣功工事

○未竣功工事の防止について (昭六三建会発 | 九七) ………………581 ○市町村が行う災害復旧事業の未竣功工事の防止について . 578

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復	○河川災害復旧等関連緊急事業の実施について
第一章 東日本大震災関係法令等	第七章 河川災害復旧等関連緊急事業
第五編 東日本大震災関係	て(平一八国河防二四六)
(昭三八建河発二五六)667	事業及び災害助成事業等における多自然川づくりア
○公共上卜笹殳災官爰日事業費の負担所属こつハで(回答)事務に関する覚書(昭三八)	のための協義こつハで(重和)(沼丘ニ書可方発──三三)@──当課所管事業と河川激甚災害対策特別緊急事業との調整
○激甚災害の特別財政援助額及び事業別財政援助額の算定	(通知)(昭五二建河治発六○)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○局地激甚災害指定基準(昭四三中防会議決定)60	○河川激甚災害対策特別緊急事業の実施の運用について
○激甚災害指定基準(昭三七中防会議決定)60	(昭五一建河治発一九)597
律施行令(昭三七政四〇三)	○激甚災害対策特別緊急事業の実施について
- 長災害に対処するための特別の財政援助等に関する法と言うを言うの	
聿(昭三七去一五○〕25 ○ 書 3 災害に 対処する ための 特別の 財政 援助等に 関する 注	蒋公章 敬志及李讨荐寺则及急事案
	(昭三四建発会七四)
第四編 激甚災害法関係	○補助事業等における残存物件の取扱いについて
ÿ	第五章 残存物件
(平一一建河治発七・河防海発四四)	一三四四・国道総一七一一・国住総一六六・国港管一○六五)82○未竣功工事の防止について(平一九国都総四一七四・国河総

第二章 公共土木施設災害復旧 関係

671

旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復 づき被災市町村の災害復旧事業等を県が代行する場合の 旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律に基 (通知

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復 づき被災市町村の災害復旧事業等を県が代行する場合の 旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律に基 (平二三国都防四七·国河防八四)…………………………… (平二三事務連絡) …… 727

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した沿岸 部の道路及び下水道施設に係る災害復旧事業の特例につ 729 728

旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律に基

港湾に係る海岸、下水道及び公園に係るものを除く。) 係る国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業(港湾、

査定設計委託費等補助金交付要綱の運用について

731

災害対策関係法令

第一章 災害対策基本法関係

○災害対策基本法施行規則(昭三七府令五二)···················812 ○災害対策基本法施行令(昭三七政二八八)····················832 ○災害対策基本法(昭三六法二二三)····························832

○国土交通省防災会議の設置に関する訓令	
(平一五国交省訓七)819	○大規模地震対策特別措置法(昭五三法七三)
○緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令	○大規模地震対策特別措置法施行令(昭五三政三八五)
(平二四国交省訓三一)821	○首都直下地震対策特別措置法(平二五法八八)
○河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領について	○首都直下地震対策特別措置法施行令(平二五政三六二)
(平一三国河災一)823	○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別
○河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領について	措置法(平一四法九二)
(平一三国河災二)824	○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別
○「河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情	措置法施行令(平一五政三二四)
報連絡について」および「河川、砂防、海岸等に係る災	○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別
害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域について」	措置法施行令第一条第一号の規定に基づく避難場所等に
(平一三国河環一一・国河治一○・国河災三・国河保二)・・・・・・・・826	係る主務大臣が定める基準を定める件
○道路災害等に関する情報連絡要領について	(平一六国交省告示七六六)
(平一三建道防発一)830	○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策
○「道路災害等に関する緊急情報連絡について」について	の推進に関する特別措置法 (平一六法二七)

 ○道路災害等に関する情報連絡事項等について ○下水道、公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領について(平一三国都まち一八)

. :
する情報追終事項等にごして
半一三事務連絡)
、害情報の連絡について(平一三国河災七)837
-水道、公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領につ
,て(平一三国都まち一八)838
-水道、公園等の都市施設に係る災害発生時における緊
急情報連絡について(平一三国都まち一九)
第二章 大規模地震対策
八規模地震対策特別措置法(昭五三法七三)・84
兄規模地震対策特別措置法施行令(昭五三政三八五)85
『都直下地震対策特別措置法(平二五法八八)882
『都直下地震対策特別措置法施行令(平二五政三六二)87
E海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別
5置法(平一四法九二)88
E海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別
'置法施行令(平一五政三二四)889
E海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別
置法施行令第一条第一号の規定に基づく避難場所等に
ら主務大臣が定める基準を定める件
半一六国交省告示七六六)
1本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策
・推進に関する特別措置法(平一六法二七)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○地震防災対策特別措置法第三条第一項の規定に基づき、○地震防災対策特別措置法施行令 (平七政二九五)※		な避難を確保するため必要な海岸保全施設の基準を定めて見る事業では、	○緊急輸送を権呆するため必要な巷弯淹没の基準及が円骨る件(昭五五建告示一三二一)	に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を定めび大規模地震対策特別措置法施行令第二条第一号の規定	≪る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項及○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に	(昭五五政一七四)915	係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令	○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に	係る国の財政上の特別措置に関する法律 (昭五五法六三)12	○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に		第三章 地震防災対策		務大臣が定める基準を定める件 (平一八国交省告示九五九)98	百八十二号)第一条の規定に基づき、避難地等に係る主	の推進に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第一〇日本治清・日長治清県近治清西山景に存る山景防労太第) 日 再集 二 書 再集引 三 集 三 上 集 三 上 乗 5 三 集	○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策
(昭五三建都街発五二号・建河防発一四五)101 ○降灰除去事業実施要綱の運用について	て (昭元三四)	火山対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づくり上対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づく	○舌動火山付策寺別昔置去砤庁令(昭丘三安二七四)	第五章 活動火山対策	る法律案に対する附帯決議(平二三参院国土交通委員会)99	くりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す	○津波防災地域づくりに関する法律案及び津波防災地域づ	(平二四国都計四一・国水政五○・国住指一五七七)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	について	○津波防災地域づくりに関する法律(第九章関係)の施行	(平二三国交省令九九)967	○津波防災地域づくりに関する法律施行規則	○津波防災地域づくりに関する法律施行令 (平二三政四二六)%	○津波防災地域づくりに関する法律(平二三法一二三)93		第四章 津波防災対策	(平一六国交省告示七六七)927	避難地等に係る主務大臣が定める基準を定める件

○河川法(抄)(昭三九法律一六七)	 第七編 災害復旧事業の権限代行関係 ○大規模災害からの復興に関する法律施行令 ○対規模災害からの復興に関する法律施行令 ○国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行 ○国土交通省令六九)	第六章 大規模災害復興関係 (昭五三建河防発 八五)
	○水防法(昭二四法一九三) 1127 ○水防法施行令(平二三政令四二八) 1147 ○水防法施行規則(平二建省令四四) 1147 ○気象業務法(昭二七法一六五) 1155 ○気象業務法(昭二七法一六五) 1164 ○気象業務法(昭二七法一六五) 1186 ○対象業務法(昭二四法一九三) 1186 ○対象業務法(昭二四法一九三) 1186 ○対象業務法(昭二四法一九三) 1186 ○対象業務法(日本大五) 1187 ○対象表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	第八編 水防法関係